

新型コロナウイルス感染拡大防止のため「郵送」による書類のご提出のご協力をお願いします。

令和2年4月 横浜市 都市計画課

都市計画決定線の位置確認の手続について

1. 都市計画決定線の位置確認とは

建築物の計画等をされている土地にかかる都市計画決定線の位置を確認する手続きです。

2. 手続期間について 7営業日程度※1

※1：ただし、事業中の都市計画道路などは事業者との調整のため2～3週間ほどかかります。

3. 提出方法

当面の間、「郵送」による提出をお願いします。まずは事前にお電話によるご相談をお願いします。

4. 必要書類

① 依頼書 . . . 1部

下記 URL よりダウンロードできます。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/toshikeikaku/seigen/sidou.html>

② 案内図 . . . 1部

i-マップまたは住宅地図等に敷地位置を蛍光ペン等で明示してください。

③ 申請図面 . . . A～Cのいずれか1種類の図面を **2部** (裏面5, 6もご確認ください)

・ **必ず縮尺のあった図面をご提出ください。**

・ **申請図面に付箋等を貼るなどして、申請図面が判別できるようにしてください。**

A：実測図（方位、縮尺、敷地周囲の長さ、市杭の記載があるもの）

B：地積測量図（方位、縮尺、敷地周囲の長さ、市杭の記載があるもの）

C：道路台帳平面図、道路台帳区域線図または道水路等境界明示図※2

※2：蛍光ペン等で敷地の位置の明示をお願いします。

④ 敷地位置を特定するための資料 . . . 各1部 (裏面5, 6もご確認ください)

・ 道路台帳区域線図 (必須)

・ 道路台帳平面図 (必須)

・ 公図 (必須)

・ 道水路等境界明示図 (任意)

・ 公共座標値とその測地系が分かる資料 (任意)

⑤ 返信用封筒 (レターパックプラス (赤いもの)) . . . 1部

郵便番号及びお届け先欄に書類の返送先のご記入をお願いいたします。

⑥ 本紙 (都市計画決定線の位置確認の手続について)

裏面のチェックリストにチェックをお願いいたします。

裏面に続く

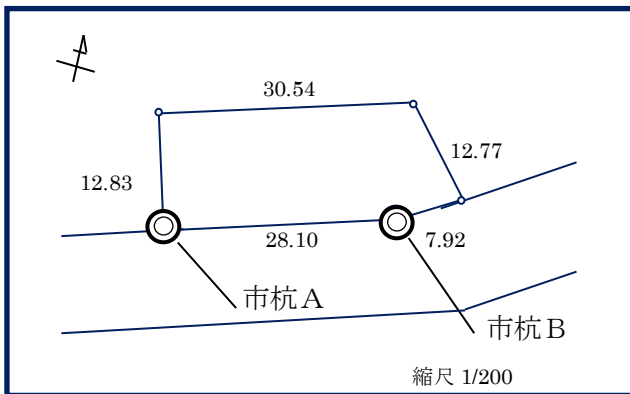
5. 注意事項

- 必ず縮尺のあった図面をご提出ください。
縮尺のあっていない図面は受け付けることができません。
- 申請図の用紙サイズは原則として **A3** を上限としてください。
- 事業中の都市計画道路は、測量図でのご提出をお願いいたします。
- 区域区分等の界線根拠が地番界の場合は、**公図**が申請図となります。
- 界線根拠が崖界等の場合は、それらの位置が明示されている図面が必要です。

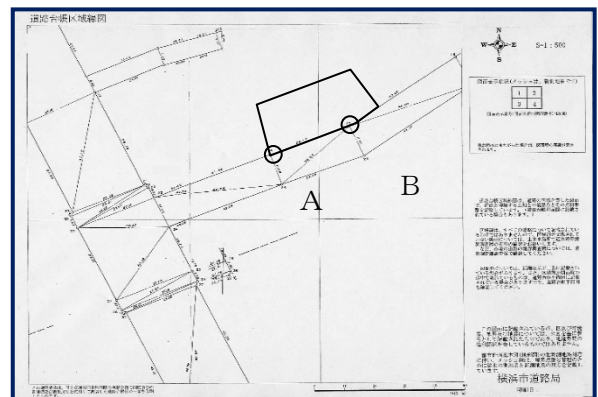
6. 申請図の位置を道路台帳上に位置特定する方法

申請敷地周辺に道路台帳区域線図がある場合は、下図のように区域線図の杭と一致する申請図の杭の位置を明示してください。（申請図が道路台帳の場合、この作業は不要です。）

申請図面（測量図等）



道路台帳区域線図



7. チェックリスト

【依頼書、案内図】

- 日付を記入しましたか？
- 住所、氏名、連絡先を記入しましたか？
- 線の種類、依頼目的、地番等を記入しましたか？
- 案内図に敷地位置を明示しましたか？

【申請図】

- 申請図を2部、用意しましたか？
- 申請図の縮尺はありますか？
- 方位、縮尺は記入されていますか？
- 敷地周囲の長さは記入されていますか？
- 図面はA3以下のサイズですか？

【位置特定資料】

- 道路台帳区域線図を用意しましたか？
- 道路台帳平面図を用意しましたか？
- 公図を用意しましたか？
- 道水路等境界明示図を用意しましたか？
- 公共座標値等が分かる資料を用意しましたか？
- 申請図の市杭と区域線図の杭を一致、明示しましたか？

【返信用レターパックプラス】

- レターパックの色は赤いですか？
- 郵便番号及びお届け先欄は記入しましたか？

【最後に】

- 本紙のチェックリストを全て埋めましたか？
- 都市計画課 指導係にお電話をお願いいたします。

8. お問い合わせ先 / 郵送先

横浜市 建築局 都市計画課 指導係 TEL : 045-671-3510
住所 : 横浜市中区本町6丁目50-10 市庁舎25F 〒 : 231-0005